## 総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



March 2013 Vol.147

3月号

特集 平成25年3月1日(金)~7日(木)

## 春季全国火災予防運動 を実施します!



MIC FOCUS

国民視点の行政を実現する!

行政評価局調査

地方のかがやき

徹底したマーケティングで 子育て世代が住みたくなるまちへ

千葉県 流山市

総務省統計局

社会

Monthly keyword

## 日本統計年鑑

【日本統計年鑑】にほんとうけいねんかん 官公庁や民間調査機関などが実施又は作成している統計調査、業務統計及び加工統計から国土 人口、経済、社会、文化などの基本的なデータを選択し、編集している総合統計書。毎年11月刊行。

人口 国土 平成22年 平成47年 日本統計年鑑 畑15.0 平成 25 年

岩倉具視が明治4年 に岩倉使節団として 欧米諸国を訪問した ときに、日本を紹介 する総合統計書とし て「日本国勢要覧」を 持って行ったんだっ て。これが「日本統計 年鑑 | の始まりと言わ れているんだ。日本の 総合統計書として、長 い歴史があるんだね。

#### ほかにはどんな総合統計書があるの?

#### 日本の統計(毎年3月刊行)

我が国の国土、人口、経済、社会、 文化などに関して基本的な統計を選 び、手軽に利用しやすい形に編集し たものです。



日本の統計

世界各国の人口、経済、社会、文化な どの実情や世界における我が国の位

世界の統計(毎年3月刊行)

置付けを知るために参考となる様々な 統計を、簡潔に編集したものです。

PSI (ポケット統計情報) 年報 (毎年10月刊行)

世界の統計

→ 報 務 名 統 計 局 編集 由用家庭計研究所

Statistical Handbook of Japan (毎年8月刊行)

統計を通じて我が国の最近の実情を 分かりやすく紹介した英文の刊行物 です。人口、経済、社会、文化などの 各分野について、統計表・グラフ・地 図・写真を交えて解説しています。



我が国の人口、経済、社 会等の水準・構造等に関す る基本的な統計データをコ ンパクトに編集したもので す。スマートフォンでも見 ることができます。



総合統計書

詳しくは、総務省統計局のホームページをご覧ください。

http://www.stat.go.jp/training/3henshu/3.htm

## 総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

March 2013 Vol.147 2013年3月1日発行

3月号

#### 日本統計年鑑









#### **CONTENTS**

3 キーワードで日本がわかる! 日本統計年鑑

特集 平成25年3月1日(金)~7日(木)

## 春季全国火災予防 運動を実施します!

**MIC FOCUS** 

8 国民視点の行政を実現する!

## 行政評価局調査

**MIC NEWS** 

- 12 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による 独立行政法人評価
- 14 地域メッシュでみる 日本のすがた 人口の分布が詳細にわかります
- 16 外国にいても日本の国政選挙に投票ができます 「在外選挙制度」をご存知ですか?
- 18 政治家の寄附は禁止、有権者が 求めることも禁止されています

地方のかがやき

20 徹底したマーケティングで 子育て世代が住みたくなるまちへ

#### 千葉県 流山市

発行 総務省 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2(中央合同庁舎第2号館) ☎03-5253-5111(代表)

の発生防止対策の要点をまとめた 事項をはじめ、住宅火災による死者 及び適切な維持管理に関する周知 の設置が全国で義務化されたこと 平成23年6月に住宅用火災警報器 季全国火災予防運動」を実施します。 また、今回の火災予防運動では、 未設置世帯に対する働きかけ いのちを守る7つのポ

りが生活の中で、 防ぐためには、日頃から一人ひと 尊い生命が失われる状況が、依然 死者数は徐々に減少していますが 宅・併用住宅などの住宅火災によ こうという防火意識を高めること を占めています。住宅火災による くと1070人となり、 放火自殺者などを除 人を超えているなど 一般住宅・共同住 火災を未然に防 財産の損失を 半数以上

消防庁では、今年も3月1日(金)

から7日(木)までの7日間、

(岳北消防本部)



防火対策の推進について積極的な

部道県においては時期をずらして 新潟県 秋田県 青森県 山形県 4月1日~4月7日 4月9日~ 4月7日~ 4月8日~ Á 月 22 日 ,4 月 13 日 , 4 月 14 日 · 4 月 30 日

富山県 3月20日~3月26日 3月20日~3月26日 3月20日~3月26日 (岳南広域消防本部) 4月6日~4月12日

## 消すまでは 出ない行かない 離れない \_

平成25年3月1日(金)~7日(木)

# を実施します!

平成23年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、50.006件。 1日あたり約137件の火災が発生していたことになります。 火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが大切です。

#### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント













逃げ遅れを防ぐために、住宅 寝具、衣類及びカーテンから 用火災警報器を設置する。 の火災を防ぐために、防炎品 を使用する。

火災を小さいうちに消すた めに、住宅用消火器等を設置 人を守るために、隣近所の協 する。

力体制をつくる。









寝たばこは、絶対やめる。

ストーブは、燃えやすいもの から離れた位置で使用する。

ガスこんろなどのそばを離 れるときは、必ず火を消す。



防火広報リレーマラソン (千葉県安房郡市消防本部)

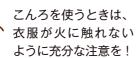
平成23年6月から、火災の発生を感知し知らせる住宅用火災警報器の設置が全ての住宅に義務付けられました。死者発 生原因の約6割が逃げ遅れであり、住宅用火災警報器を設置することで、火災を早期に覚知し、初期消火・通報・避難等 の行動が素早く行えるようになります。

併せて、火災の際に着火物となりやすいものを燃えにくい防炎品とすることも効果的な対策です。住宅火災による死者 のうち、着火物が判明しているものに限ると、寝具類及び衣類に着火した火災による死者数は約4割を占めます。



防炎品と非防炎品 (パジャマ)の比較燃焼実験 [同時着火1分経過の状況]

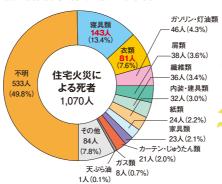
防炎品には、火災の際に 着火物となりやすいパジャ マ、シーツ、エプロン、カー テン、布製のブラインド、 じゅうたん、枕や布団など がありますが、たばこやラ イターなどの小さな火に接 しても容易に燃え上がら ず、また、火源を離せば自 然に消火するよう処理され ています。



また、住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者 の割合は年々増加する傾向にあり、平成20年以降連続で 6割を超えています。防炎品を使用することにより、高 齢者や身体が不自由な方の避難時間を確保することがで きるだけでなく、着衣着火等の逃げ切れない火災による 死者の発生を低減する効果が期待されます。

我が家から火災を出さない、家族を火災から守るため にも、住宅用火災警報器の設置と合わせて、防炎品の使 用に努めましょう。

住宅火災の着火物別死者数 (放火自殺者等を除く 平成23年中)



「着火物が判明している がパン・灯油類 もの」に限ると、寝具類及 び衣類に着火した火災に よる死者数 (224名) で 約4割を占めます。



#### 使わなくなった消火器はリサイクル窓口へ

使わなくなった消火器を放置していませんか。

消火器を屋外や水回りなどの湿気の多い場所に長い間放置すると腐食が進 み、十分に機能しなかったり、破裂して事故につながる危険があります。

消火器は、お近くの消火器販売店などのリサイクル窓口への持ち込みや回 収依頼、または郵送することでリサイクルができます。

使わなくなった消火器や、サビや変色などの腐食、キズやへこみのある消 火器をお持ちの方は、放置せずにリサイクルをお願いいたします。

詳しいリサイクルの方法、お近くのリサイクル窓口については、消火器販 売店または下記にお問い合わせください。

#### (株)消火器リサイクル推進センター

ホームページ http://www.ferpc.jp/ 代表電話 03-5829-6773





長い間放置され腐食の進んだ消火器

能習得のため、 火に対する正 地で住宅防火診断 この運動期間中には、 防災訓練など様々な の開催が予 知識・ の

はその絶好の機会です。

(災時の要援護者を

地域ぐ

働きかけることが

できるよう

火災予防運動

気づい

速に動けず逃げ遅

たことが多いの

このことから

防火講



防災フェスタ2012 (青森県八戸地域広域市町村圏事務組合消防



な

ある 0

6



温泉街での消防訓練 (愛知県蒲郡市消防本部)



防火パレード (茨城県大子町消防本部)



町内自治会ぐるみの防災訓練(広島県東広島市消防局)



特別養護老人ホームでの防災訓練(岡山県美作市消防本部)

## 鳥獣被害防止対策に関する 行政評価・監視

勧告日:平成24年10月30日 勧告先:農林水産省、環境省

鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地 の増加等に伴い、農林水産業等への鳥獣被害が全国に 及んでおり、平成23年度は被害金額226億円、被害量 71万トンと年々深刻化しています。

そこで、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施 を推進し、鳥獣による農作物被害を軽減する観点等か ら、国・地方公共団体における被害防止対策の実施等 について必要な改善措置を勧告しました。

#### 効果的な 被害防止計画の作成

#### 問題点

- 都道府県の予算の制約で経年 的な生息調査が実施できない例
- 被害額が過大に算出される可 能性が高い計算を行っている例
- 関係市町村の被害防止計画の 捕獲計画数の合計が、県内全体 の捕獲目標を定めた特定計画 の約2倍と乖離している例 など

#### 被害防止対策の 効果的な実施等

#### 問題点

- 関係自治体が連携せずに個別に 行った対策の結果、群れが分裂 し被害が拡大している例
- 被害軽減目標が未達成にもかか わらず、必要な改善計画の作成 指導が未実施の例 など

#### 鳥獣保護・管理の 的確な実施

#### 問題点

- ●鳥獣の捕獲許可権限を委譲さ れた市町村において、許可数を 超える捕獲が、改めて許可申請 が行われることなく実施されて いる例
- ●環境省の定める捕獲許可申請 者名簿様式には狩猟免許に関 する記載欄がないため、免許の 確認を行わないまま捕獲許可を 与えている例 など

#### 勧告事項

- 鳥獣被害防止総合対策交付金 事業を活用して都道府県が生 息調査等を実施できるようにす ること。(農林水産省)
- 被害状況把握・算出が的確に行 われるよう市町村を支援するこ と。(農林水産省)
- 被害防止計画と特定計画とが 整合性の取れた妥当なものとな るよう、都道府県及び市町村を 支援すること。(農林水産省、環 境省)

#### 勧告事項

- ●広域的な被害防止計画の作成 等の取組を支援すること。(農 林水産省、環境省)
- 目標達成状況に係る評価結果 が、改善計画作成等に適切に反 映されるよう必要な措置を講ず ること。(農林水産省)

#### 勧告事項

- ●許可権限を委譲された市町村 において、許可申請及び審査が 適切に行われるよう助言するこ と。(環境省)
- ●申請者の適格性を確実に確認 できるよう、申請書類の様式の 見直しなど必要な措置を講ずる こと。(環境省)

## 国民視点の行政を実現する!

## 行政評価局調査

#### 現在調査中のテーマ

調査テーマ	調査時期	
農地の保全及び有効利用	H23.10.3~	
ワーク・ライフ・バランスの推進**	H23.12.1~	
医薬品等の普及・安全	H24.1.13~	
高齢者の社会的孤立の防止対策等	H24.1.13~	
外国人の受入れ対策 (技能実習制度等中心)	H24.3.23~	
申請手続に係る国民負担の軽減等 (東日本大震災関連中心)	H24.4.10~	
農地公共事業 (農業水利施設中心)	H24.8.1~	
医療安全対策	H24.8.1~	
消費者取引**	H24.12.3~	
契約における実質的な競争性の確保 (役務契約中心)	H24.12.3~	
科学研究費補助金等の適正な使用の確保	H24.12.3~	
特別の法律により設立される民間法人等の指導監督	H24.12.3~	
震災対策の推進 (災害応急対策中心)	H24.12.3~	

※印を付したテーマは、複数府省にまたがる政策の評価である。

## 行政評価局調査とは

調査を行 指摘することで、 政へつなげていくものです。 係府省へ見直しや改善事項を 府省の業務や複数府省にまた とる政策の実施状況について ない課題や問題点を把握・ 行政評価局調査とは、 その結果を基に、 い、各府省では見出 ①調査テー よりよい行 関 各 調査2件を紹介します 獣被害防止対策に関する調

今回は最近勧告を行っ

調た

アップを行っ

方針を踏まえ、 います。 域なくカバ 活動によって行われて 後の改善状況の ア , ップ)、 マは、 しつつ選 ح 行政分野を聖 内 閣 いう 検証 います。 の重要 Ĵ オ

善事項の指摘(勧告)、

#### 最近勧告またはフォローアップを行った調査テーマ

調査テーマ	勧告日	フォローアップ	
		1回目公表	2回目公表
食品表示に関する行政評価・監視 - 監視業務の適正化を中心として-	H22.9.3	H23.7.26	H24.11.8
貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視	H22.9.10	H23.5.27	H24.8.10
職員研修施設に関する調査	H22.12.10	H23.9.30	H24.12.14
製品の安全対策に関する行政評価・監視	H24.6.22	H23.9.30	H24.10.30
検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査	H23.10.14	H24.8.22	_
児童虐待の防止等に関する政策評価	H24.1.20	H24.9.14	_
公共職業安定所の職業紹介等に関する行政評価・監視般職業紹介業務を中心として-	H24.1.31	H24.12.18	_
社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視	H24.2.3	H24.9.11	_
国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査	H24.7.31	_	_
鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視	H24.10.30	_	_

### 貸切バスの安全確保対策に関する 行政評価・監視(2回目のフォローアップ)

勧告日:平成22年9月10日 勧告先:国土交通省 1回目の回答日:平成23年5月19日 2回目の回答日:平成24年8月6日

業者等から無理な旅行計画を提示されるなどし、安全 対策が不十分で、運転者の過労が原因の死傷事故も発 動車道で運転者の居眠りによる高速ツアーバス死傷 生。このため貸切バス事業者の安全確保対策の実施状 況や旅行業者等との運送契約の締結状況、貸切バス事 改善措置が実施されたかを公表しました。

貸切バス事業は国民に幅広く利用される一方、旅行業者に対する指導・監督の実施状況等を調査。この勧 告への1回目のフォローアップから約1年後、関越自 事故が発生。前回に引き続き、勧告に対しどのような

#### 収受運賃の 適正化等

#### 問題点

- ●90%以上の貸切バス事業者が 届出運賃を収受できず。理由は 契約先主導の契約、自ら安価な 運賃で契約などで、これが運転 者等の人件費の抑制、車両更新 時期の延長、車両整備費の抑制 などに影響。貸切バス事業者の 経営を圧迫し交替運転者を配置 していない例あり
- ●6地方運輸局で収受状況の実 態把握、監査を実施せず

#### 旅行業者への 指導・監督の強化

#### 問題点

- ●貸切バスの法令違反に旅行 業者の関与が疑われる例あり
- ●関与が疑われる場合の国土 交通省本省から観光庁への 通知は一度も実施されず、旅 行業者が貸切バスの法令違 反に関与しているかの把握が 凩難

- ●貸切バス事業における 安全確保対策の徹底
- ●行政処分の実効性の 確保

#### 問題点

- 貸切バス (ツアーバスを含む) 事 業における法令違反は常態化
- 行政処分の公表内容等が不十分 な地方運輸局の例あり
- ●告発の考え方、方針が未策定で、近 年、道路運送法等の違反行為を行っ たバス事業者を告発した実績なし
- 交替運転者の配置基準(運転者1 人の上限の運行距離670km)は 運転者に与える生理学的影響を 考慮せず

#### 改善事項の指摘

#### 改善結果 ////

- 貸切バスの運送に関する契約 における書面取引を義務化し、 収受運賃の実態把握及び適正 収受指導を実施
- 公示運賃の検証については、国 土交通省に学識経験者や事業 者等で構成するワーキンググ ループを平成24年7月25日に 設置、24年度中に新たな運賃・ 料金制度の素案を取りまとめる 予定

#### ///////// 改善結果

- 旅行業者の禁止行為として、 安全の確保が不十分な運送 サービスを旅行者に提供する 行為を旅行業法令に規定
- 旅行業者・貸切バス事業者間 の契約における書面取引を義 務化し、旅行業者の法令違反 行為への関与の通知を促進

#### //////////// 改善結果

- 処分業者の違反内容に係る公表の 拡充、告発の方針策定、夜間運行に おける配置基準の見直し(670km ⇒400km)
- 事故発生を受けた高速ツアーバ スの安全確保対策の強化 (高速ツ アーバス運行関係者の重点監査 の実施及び監査結果の公表、高速 ツアーバス運行事業者リストの公 表、高速バス表示ガイドラインに 基づく利用者への安全情報の提 供の徹底 等)

## 社会資本の維持管理及び更新に関する 行政評価・監視(1回目のフォローアップ)

勧告日:平成24年2月3日 勧告先:国土交通省、厚生労働省 回答日:国土交通省(平成24年9月7日)、厚生労働省(平成24年9月6日)

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備 され、現在、これらの老朽化が急速に進行する一方、 国・地方とも財政的に厳しい状況。このため、港湾施設、 表しました。 空港施設、上水道施設、下水道施設及び河川管理施設の

維持管理状況、長寿命化計画等の策定状況等を調査し 勧告。この勧告を踏まえた改善措置について調査・公

#### 長寿命化計画等 の策定の推進

#### 問題点

- 維持管理計画において計画策定に よる効果(ライフサイクルコスト縮 減額) 及び施設の改良・更新時期の 記載なし(港湾)
- 予防保全的な維持管理導入による 効果の把握・検証なし(空港)
- 長寿命化対策を講じる場合と更新 する場合の効果の比較検討が必要 (下水道)
- 施設の健全度及び劣化状況を定量 的に表す方法の検討が必要 (河川)
- マクロマネジメントの検討結果の地 域水道ビジョンへの反映が不十分 (上水道)

#### 定期点検等 の実施

#### 問題点

- 17港湾管理者(18港湾)のうち 定期点検診断未実施→13港湾
- 9国管理空港のうち定期点検末 実施→5空港
- 19市のうち上水道の管路の点 検調査未実施→4市。管路の機 能診断未実施→9市
- 19市町のうち下水道の管路施 設の点検・調査未実施→6市町
- 19河川事務所等のうち定期点 検未実施→6事務所等。16土 木事務所等のうち定期点検末 実施→10事務所等

#### 法令台帳等 の整備

#### 問題点

- 17港湾管理者(18港湾)の うち港湾台帳の整備が不十 分→10管理者(10港湾)
- 9空港事務所 (9空港) のう ち空港土木施設台帳に記載 すべき事項未記載→2空港
- ●19公共下水道管理者のう ち公共下水道台帳未整備 →1管理者、一部の調書等 が未整備→8管理者
- ●19河川事務所等のうち河 川現況台帳に記載すべき事 項未記載→1事務所等

#### 改善事項の指摘

#### /// 改善結果

- 国土交通省は、長寿命化計画の策定等を 推進するため、①効果の算出方法等につ いて、維持管理費を簡便に算出するため のツールを開発中(港湾)②劣化予測法を 取り入れた維持管理手法を確立予定 (空 港)③市町村等に対し、各種会議等におい て長寿命化対策の必要性等を周知(下水 道) ④地方整備局等に対し、長寿命化計 画の早期策定について指示。維持管理費 の将来推計手法の検討等を推進 (河川)
- 厚生労働省は、水道事業者等に対し、マク ロマネジメントの実施方法等について周知 (上水道)

#### ///////// 改善結果

- 国土交通省は、地方整備局、地 方航空局等に対し、定期点検・ 補修等を適切に実施するよう指 示(空港、河川)
- 国土交通省は、地方公共団体に 対し、計画的・効率的な定期点 検・補修等の実施が図られるよ う講習会開催等の支援を実施 (港湾、空港、下水道、河川)
- 厚生労働省は、水道事業者等に 対し簡易支援ツールの提供など、 アセットマネジメント導入のため のサポート実施予定 (上水道)

#### 沙沙沙沙 改善結果

- 国土交通省は、不備のあっ た法令台帳等について全て 修正を終了(空港、河川)
- 国土交通省は、地方公共団 体に対し、法令台帳等を適 切に整備するよう要請(港 湾、下水道、河川)



独立行政法人評価とは

上の見地から確実に実施され

## 政独委の行う独立行政法人評価は、<br/> ①勧告の方向性、②二次評価の2本の柱で成り立っています。

#### 指摘の具体例

#### 日本高速道路保有· 債務返済機構

(国土交通省所管)

- ●中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の重大性に鑑み、国及び機構は、事故に関する調査・検討委員会の検討状況を踏まえ、高速道路会社と一体となって高速道路の安全性を一層向上
- 機構から高速道路会社に対する高速道路貸付料の算定の仕組みにおける高速道路会社等の利益剰余金(平成23年度末現在約2,061億円)の在り方について、利益者還元、債務の早期・確実な返済等の観点から検討
- ●高速道路会社との協定等について、変更の際に ホームページ等で公表されている内容、変更理 由及びその考え方が分かりにくいことから、その内 容、理由等を国民に分かりやすく公表

#### ①勧告の方向性

各主務大臣は、各独立行政法人の中期目標期間終了時に、必要性、有効性、適切性、効率性、質の向上等の観点から組織・業務の全般にわたる見直しを行います。その際、政独委は主要な事務・事業の改廃に関する指摘を「勧告の方向性」という形で取りまとめ、各主務大臣に通知しています。

今年度は、平成 24 年度末に中期目標期間が終了する 27 の独立行政法人等を対象に、(1) 法人のミッションを踏まえた事務・事業の見直し、(2) 業務実施体制の見直し、(3) その他の見直し等に関して、合わせて 209 の指摘を取りまとめ、主務大臣に通知しました。

#### 日本芸術文化振興会(文部科学省所管)

個別意見の具体例

伝統芸能の伝承者の養成研修及び既成者研修 (既に歌舞伎俳優等になっている若い人たちを対象とした研修)の実施については、年度計画を達成していない項目があるにも関わらず、それらの項目について、未達成の原因・理由をどのように評価したか明らかにされていない。今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性について評価を行うべき。

#### 農業生物資源研究所(農林水産省所管)

放射線育種場の依頼照射については、現行中期計画等において、照射料金の見直しや他の独立行政法人・国立大学法人からの依頼に対する有料化の検討を行うこととなっているが、その検討状況について、評価結果において言及されていないことから、今後は検討状況をフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべき。

#### ②二次評価

毎年度及び中期目標期間終了時に、各府省の 独立行政法人評価委員会は、各法人の業務実績 について評価(一次評価)を行います。政独委は 一次評価について、客観的かつ厳正な実施を確 保するため、府省横断的な視点から厳格な評価 (二次評価)を行い、各府省評価委員会に意見を 通知しています。

今年度は、平成23年度における全104法人の業務実績評価について、内部統制の充実・強化等を重点事項として評価を実施するとともに、自然災害等に関するリスクへの対応状況について、参考となる法人の自発的取組等について取りまとめました。

また、各府省評価委員会に対して、評定や評価 の理由・根拠についての説明が不明確等であるた め、分かりやすい評価を行うべき等、合わせて54 事項について個別に改善の必要性を指摘しました。

#### 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による

## 独立行政法人評価



府省の独立行政法人評価委員 所省の独立行政法人評価委員 を部で102法人があります。 主施されないおそれのあるも はないものの民間に委ねると 実施されないおそれのあるも は、業務の適正な運営や質の は、業務の適正な運営や質の

3~5年の中期目標の設定(主務大臣)
中期目標に基づく中期計画の作成(独立行政法人)
中期計画に基づく年度計画の作成(独立行政法人)
中期計画、年度計画に基づき業務を実施(3~5年)
毎年度の業務実績の評価、中期目標期間終了時の業務実績評価
中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直し(主務大臣)

【毎年度/中期目標期間終了時】 【中期目標期間終了時】 独立行政法人 所管法人の評価 評価の仕組み 見直しを実施 各府省の独立行政法人 各府省 評価委員会 主務大臣 【中期目標期間終了時】 組織・業務全般の ②【毎年度/中期目標期間終了時】 見直しについて意見 各府省の委員会の評価結果の評価 総務省の政策評価・ ①【中期目標期間終了時】 独立行政法人評価委員会 主要な事務・事業の改廃についての指摘

13 MIC March 2013 12

握することができます。 同じ基準(面積)で詳しく把 の上に表すと、 メッシュ別の結果を日本地図 図1は、平成22年国勢調査 M四方の区域に分けた 地域の実態を

Ministry of Internal Affairs and Communications 地域メッシュでみる 日本のすがた コの分布が詳細にわかります

~平成22年国勢調査に関する地域メッシュ統計~

総務省統計局では、平成22年10月1日に実施された国勢調査の結果を 地域メッシュ別に編成した結果を公表しています。

海地方は男性が多いメッシュ ほど目立ちませんが、東北地 が多いメッシュが目立ちます が、近畿地方から南では女性 方の太平洋側、 北海道では、男女差がそれ 関東地方、 東

中していることが分かります。

図2は、図1と同じように

のある市周辺などに人口が集

神大都市圏や、各都道府県庁

都市圏、中京大都市圏、京阪 まっている地域です。関東大

赤や茶色の部分が人口の集

人口総数を色分けしたもので に関する地域メッシュ統計の

男性が多い

男女同数

女性が多い

多いメッシュをピンク、同数

が多いメッシュを青、

性と女性の数を比べて、男性 約1㎞四方に居住している男

となったところを黄色で色分

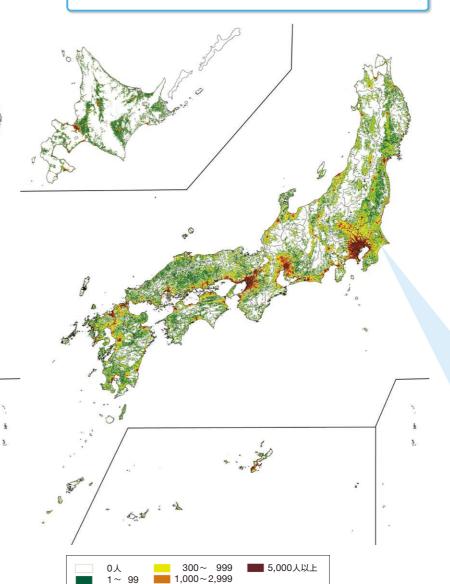
地域メッシュ統計の結果デー

地域メッシュ統計について、 詳しくは総務省統計局

http://www.stat.go.jp/ data/mesh/index.htm

平成22年国勢調査に関する 図2 地域メッシュ統計地図 ~人口性差~

平成22年国勢調査に関する 図 1 地域メッシュ統計地図 ~人口総数~



3,000~4,999

ぞれの区域に関する統計デー タを編成したものです。 メッシュ等)に分けて、それ 域(約1㎞四方の基準地域 なく網の目(メッシュ)の区 度・経度に基づき地域を隙間 地域メッシュ統計とは、 なあに? 地域メッシュ統計って

千葉県成田市にある成田国際空港 周辺を拡大しました。

人数により色分けした約1km四方 の区画ごとの状態がよくわかりま

タは、「政府統計の総合窓 □ (e-Stat) ] (http://www. e-stat.go.jp/) の「地図で見る 統計 (統計 GIS) | からダウンロ ードできます。また、地図と組み 合わせた結果の閲覧も可能で すので、ぜひご利用ください。

ホームページをご覧ください。

地域メッシュ統計

検索



#### 在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が 直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口に申請してください。

●申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。 また総務省のホームページでも入手できます。

#### [注意事項]

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村にお いて転出届を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記 入する必要がありますので、事前にご確認くだ さい。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、 領事官を経由して在外選挙人証が交付されます。 在外選挙人証は、投票する都度提示していただ くものです。大切に保管してください。
- 一時帰国して転入届を提出して、再び海外に転出 した場合には、転入届を提出して4か月を経過し た時に在外選挙人名簿から抹消されるため、あら ためて在外選挙人名簿への登録申請が必要です。

#### [申請時に必要となるもの]

#### 申請者本人が申請する場合

- 旅券 (パスポート)
- ② 領事官の管轄区域内に住所を定めた年月日から、 登録申請日まで居住していることを証明する書 類(住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録 証、住所が記載されている電気・ガス代の領収 書など)

#### 同居家族等を通じて申請する場合

上記**①** · **②** に加えて次の**③** · **④**が必要です。

- ❸ 申請を行う同居家族等の方の旅券(パスポート)
- ∮申出書(あらかじめ、申請者本人が、この「申出 書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する 必要があります。)

#### 外国にいても日本の国政選挙に投票ができます

最終住所地または本籍地の市

在官事務所を含む)を通じて

本大使館・総領事館

(出張駐

## 在外選挙制度」を ご存知ですか?

お住まい

住まいの住所を管轄する日海外で投票するためには、

館を通じて交付されます。 員会から日本大使館・総領事 る必要があります。 選挙人名簿への登録を申請す 区町村選挙管理委員会に在外 -請先の市区町村選挙管理委 登録された方には、 「在外選挙人証」 が、

挙区選挙に投票することがで 議院議員の比例代表選挙、 にいても衆議院議員および 選 参

しましょう「登録申請」

「在外選挙制度」

で、

外国

#### 在外選挙の投票方法 3つの投票方法により投票できます 海外で投票する場合 日本国内で投票する場合 最寄りの日本大使館・総領事館で在外公館投票が 旅行等により一時帰国した方や帰国直後で転入届 実施されるか否かについては、直接お問い合わせ を提出して3か月を経ていない方(選挙人名簿に登 いただくか、外務省のホームページでご確認くだ 録されていない方)は、在外選挙人証を提示して、 日本国内で投票することができます。 在外公館投票が 在外公館投票が 実施される場合 実施されない場合 「在外公館投票」と「郵便等投票」のど 「郵便等投票」を行うこ ちらかを選択して投票できます とができます。 在外公館投票 日本国内における投票 郵便等投票 直接日本大使館・総領事館(出張駐在官 登録先の選挙管理委員会に対して、投 ● 期日前投票 票用紙等の交付請求を行い、入手後に 事務所を含む) に出向いて、在外選挙人 ● 不在者投票 証と旅券等の身分証明書を提示して投 投票用紙等に記載の上、再び登録先の ● 投票所における投票 票する方法です。 選挙管理委員会へ郵送することにより 投票する方法です。





## 贈らない求めない受け取らない

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

秘書等が代理で 出席する場合の 結婚祝



病気見舞



地域の運動会・ スポーツ大会への 飲食物等の差入



お歳暮・お年賀



お祭りへの 寄附・差入



入学祝·卒業祝



町内会の集会・ 旅行等の 催物への寸志・ 飲食物の差入



葬儀の 花輪・供花



落成式・ 開店祝等の花輪



出席する場合の 葬儀の香典



## 政治家の寄附は禁止、 有権者が求めることも 禁止されています

#### ※「公民権停止」とは?

選挙への立候補、選挙での投票、 選挙運動への参加等が禁止される こと。

※の項目によって処罰されると とも禁止されています。家に寄附や贈り物を求めるこ 祝い事をする機会の多いシー年度末は何かと贈り物やお とは公職選挙法で禁止されて 下記の1 寄附禁止のルー お金や物を贈るこ から4まで及び6 政治家が選挙区 有権者が政治 ルを守って ます。

#### 政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を 実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

#### 4 後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある 者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに 類するものを出したり、後援団体の設立目的によ り行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附 をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処 罰されます。

#### **⑤**年質状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のた めの自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状 等の時候のあいさつ状 (電報等も含む) を出すこ とは禁止されています。

#### ○ あいさつを目的とする 有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区 内にある者に対して、主としてあいさつを目的と する有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等に 出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、 あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁 止されており、威迫して求めると処罰されます。

#### ① 政治家の寄附の禁止

明るい選挙を実現しましょう。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかん に関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義 の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

- ●政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむ を得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます(政治教育集会に関する実 費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります)。
- ●政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典 は違法ですが、罰則の対象からは除かれています(選挙に関してなされた場合 や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)。

#### ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家 を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要 求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫 して求めると処罰されます。

#### ② 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治 家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止され ており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

● 政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。



孫の世代まで流山市に住み続 代が、その子どもたちの世代 現在は30~40代の子育て世代 それまで団塊の世代が多数を を絞ったブランディングに取 ど、DEWKSにターゲット 何を求めているのかを徹底的 チフレーズに、子育て世帯が なるなら、流山市。」をキャッ 平成16年に市役所にマー 夫婦共働きの子育て世代です 誘致に力を入れているのが 占めていた市の人口構成は、 り組んできました。その結果 -チし、子育て支援や 教育環境の充実な これらの子育て世

そんな中、流山市が最も プロモーション KS世帯を

中でも、平成

しかも、 交通の便

首都圏

人口: 167,973人 (平成25年2月1日現在)

面積:35.28km<sup>2</sup>

CITY PROFILE

HP: http://www.city.nagareyama.chiba.jp/



## ープンデータ トライアル

目指すものです。 たデー

の一つが「オープンデータ」。 化」に取り組んでいます。そ を利活用した行政の「見える ことで、新たな産業の創出を これまで行政だけで活用され 民間のデータと合わせる タを一般に公開

流山市では、若い世代の人

年10月の公式サイ

リニュ

プンデータトライアル」

を

ルを機に、市と市議会の「オ

口の増加とともに、 そこで流山市では、 平 成 24 I C T

く予定です。

参加しており、 の公開によって何ができる 災関連情報や地域別・年齢別 トを企画して検討を進めてい ープンデータ流通推進コンソ 人口、公共施設や観光スポッ の所在地などを公開してい シアム」にも市と市議会が Webアプリコンテス 総務省が設立した「オ しました。現在、 今後、





向上と産業活性化を図るのが狙い。

#### 安心安全で便利な 子育てコミュニティを目指して

おおたかの森ナーサリースクール 園長 篠塚愛真さん

流山市から委託を受け、送迎保育 ステーションを運営しています。一番 気をつけているのは、安心、安全で あること。とくに送迎時は、ステーショ ンからバス内、各保育園の入り口ま で、必ず複数人のスタッフが付き添っ て、事故やケガがないよう細心の注 意を払っています。また、スポット利用 の方も含め、すべてのお子さんと保護 者の方の名前と顔を覚え、きめ細かな ケアができるよう心がけています。

保育園も年齢も違うお子さんが集 まる送迎保育ステーションでは、大家 族の兄弟姉妹のように、自然と年上 の子が年下の子のお世話をしたり、 仲良く遊んでいたりするんです。子ど もたちの成長にはいつも驚かされま す。それに負けないよう、市と連携し

ながら、市民に信頼されるサービスを 提供していきたいです。



平成19年7月からスタートした送迎保育ステーショ ン。発足時からのスタッフも数多い。



送迎保育ステーション は18時までだが、この 施設は保育園の分園 機能も持ち、21時まで 別料金で延長保育を 行っている。

い仕組みづくりを行っていき 入れ、さらに子育てにやさし 職を検討している人も視野に 待機児童ゼロはもちろん、

の一つにも選ばれています。 とても助かっています。 設も進めており、 「市町村の活性化施策77事例\_ 者の満足度も高く、総務省の です」と、保護者の方。 スに乗れるのが楽しいみたい 現在、2カ所で保育園の新 他の園のお友だちとバ 将来的には 利用

す。「仕事柄、朝が早いので、

23 MIC March 2013

#### 制作:財団法人日本防火·危機管理促進協会 後援:消防庁 全国消防長会

# 消すまでは 離れない 剛力彩芽

#### 宝くじは、 地方自治体の公共事業等に 幅広く使われています。

宝くじの収益金は、 病院や検診車、図書館や動物園、 災害に強い街づくり、緑あふれる公園、美術館など、 皆様の暮らしに役立てられています。

